

みんなくりポジトリ

国立民族学博物館学術情報リポジトリ National Museum of Ethnology

全羅南道都草島一農村の家族

メタデータ	言語: ja 出版者: 公開日: 2015-03-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 朝倉, 敏夫 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10502/5564

全羅南道都草島一農村の家族

朝倉 敏夫

一 はじめに

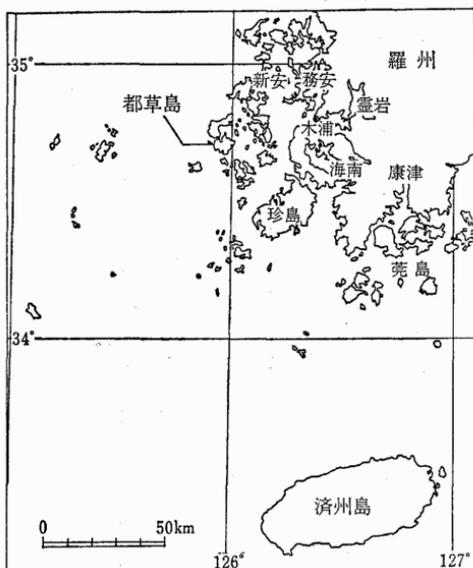
この小稿は、韓国全羅南道島嶼地方に位置する都草島の一農村で行なつた村落調査から家族についての資料を呈示するものである。

韓国の家族は、一般に父系の直系家族を指向し、相続面では「長子優待不均等相続」であり、祭祀は合奉祭祀で長男によつて継承されなければならないと捉えられている。⁽²⁾ こうしたいわゆる韓国陸地部での家族に対して、済州島では夫婦家族を指向し、均分相続であり、父母の分配祭祀がみられるとして、済州島の家族は韓国において一つの特異な類型を形成することが指摘されてきた。⁽³⁾

こうした従前の研究を踏まえて、地理的に韓国陸地部と済州島の間位置する全羅南道島嶼地方における家族の資料を呈示することは、一つにはこれまであまり調査が行なわれてこなかったこの地方に関して一つの事例を加えるためでもあるが、済州島の特異性に関してもなんらかの示唆がえられるのではないかと考えたからである。

二 調査地の概況⁽⁴⁾

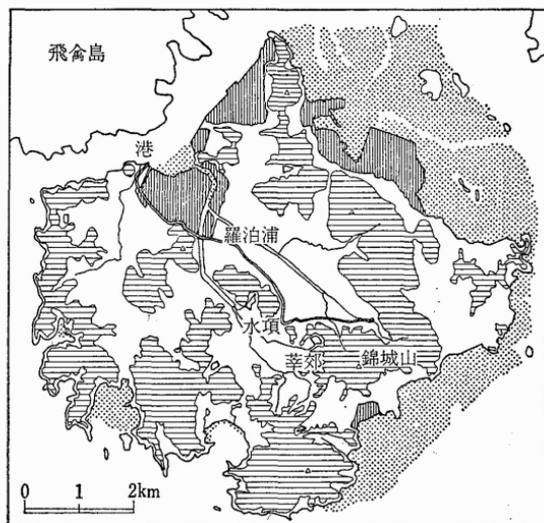
全羅南道多島海の玄関口木浦港からは、済州島、珍島をはじめ新安郡島嶼へ放射状に定期船航路が拡がる。都草島は、その木浦から約五七キロメートル（東経一二五度五七分、北緯三四度四二分）西海上に位置し、日に二便の定期船が往復する。一



図Ⅰ 韓国西南部島嶼地方概図

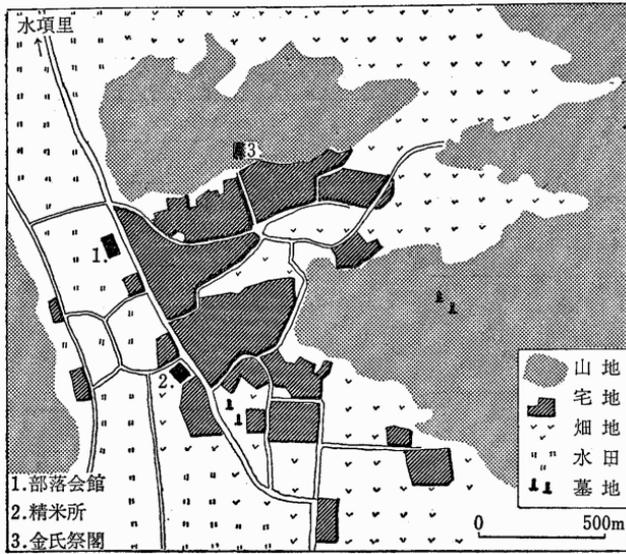
九七九年からは紅島・黒山島の観光地化に伴い快速船が通うようになり、それまで木浦―都草島間は三時間以上を要したのが一時間に短縮された(図Ⅰ)。

都草島は、隆起によって三つの島が連結されたといわれ島の中央部は広い平野であり、周囲は小高い山々に囲まれる。この山々の麓に三〇の自然部落が散在している。島の総面積四一・九〇平方キロメートルのうち四〇％が耕地であり、島でありながら産業別人口の七六％が農業と、生業の中心は農業である。食料作物の植付面積は、米作が三五％、麦類三〇％、その他は豆類・雑穀である。経営規模は、全農家数の七一％が一ヘクタ



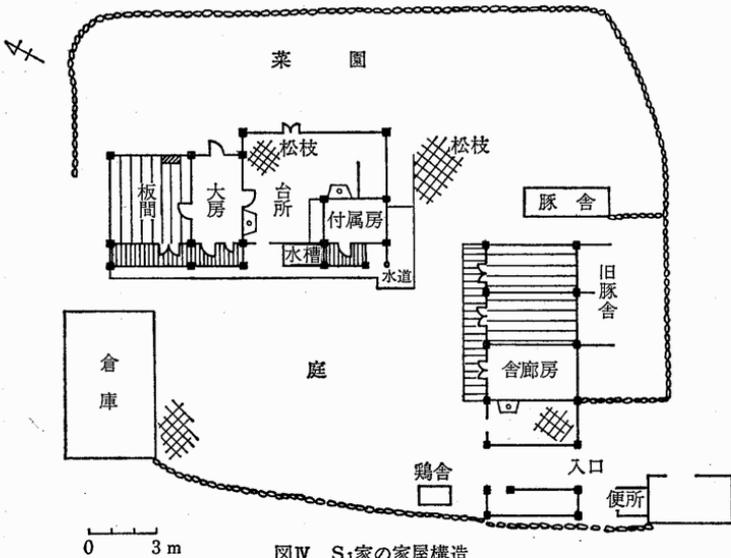
図Ⅱ 都草島概図

ール未満と小さい。島北部の部落では、解放後になって造られた塩田での製塩業が、一九七〇年代になり盛んになっている。また島南西部では、干潟を利用して海苔栽培が行われている。島の総人口は、一九七九年現在、男子六〇六一人、女子六〇九三人、計一二一五四人であり、家口数は二二三三戸である。一九六〇年からの年度別人口推移をみると、一九七六年までは微少ではあるが増加をしており、その後減少している。この人口の減少のしかたは、家口数の減少のしかたに比して著しく、



図Ⅲ 莘郊里概図

また年齢別人口構成では壮年層の人口が少なく少年人口と老年人口が多いことから、労働力の中心となるべき人口が出稼ぎとして島外に流出していることがわかる。こうした傾向は、一九七七年に高等学校が新設され、一九七九年十月に木浦から電気が送電されるようになるなど、教育への関心が高まり生活が近



図Ⅳ S₁家の家屋構造

代化し、都市との生活感覚の距離が近くなるにしたがって、さらに助長されている。
港から左手に塩田を見ながら面事務所のある羅泊浦をすぎ、

表Ⅲ 世帯類型(■=死亡)

夫	單身	△ ○	2 8
	I	△=○	5
婦	II	■=□ □	9
		△=○ □	37
直	III	■=□ △=○ □	17
		△=○ △=○ □	2
系	IV	■=□ △=○ △=○ □	1
傍系			4

表Ⅳ 同居完全夫婦組数

組	実数	%
0	20	23.5
1	61	71.8
2	4	4.7
計	85	100.0

さんで北と南に、
かつては〈上〉と
〈下〉に部落が分
かれていた(図Ⅲ)。
家々の屋根は、
一九七五年頃から
スレートに徐々に
かえられているが、
まだ半数はワラ葺
きである。家屋構
造は、全羅南道島

表Ⅰ 水田経営耕地面積別世帯数

な	し	17
500坪以下		11
500~1000坪		10
1000~2000坪		25
2000~3000坪		10
3000坪以上		12
計		85

表Ⅱ 世帯の規模

員数	世帯				
	I	II	III	IV	
1	10				10
2	5	3			8
3		8			8
4	1	6	2		9
5		8	4		12
6		9	6	1	16
7		7	5		12
8		3	3		6
9		1	2		3
10		1			1
計	16	46	22	1	85

島の中央を南東に走る道をマイクロバスで
三〇分程揺られて行くと水項里に着く。こ
こから南に一五分程歩くと錦城山(海拔二
一九・二メートル)の麓にある幸郊里に達
する(図Ⅱ)。

幸郊里の入口に近く、一九七九年にセマ
ウル事業で建てられた部落会館がある。こ
の部落会館と道をはさんだ緩斜面に人家が
集村をなす。一九七三年からセマウル運動
によって道は耕運機が通れるほどに拡張ら
れ、精米所の手前を左手に曲がり山手に向
う道はセメントで舗装された。この道をは

嶼地方の特色である「中央台所型民家」⁽⁵⁾である。富農の場合二棟からなるが(図Ⅳ)、一般には一棟のみであり屋敷の構えは小規模である。また屋敷地の移居も比較的自由に行なわれる。

幸郊里は非両班の民村であり、いくつかの姓の住民からなる「混姓部落」である。およそ二五〇年前に、金氏・崔氏・盧氏・裴氏・の四氏がほぼ同時期に入村したといわれる。現在は幸郊里八五世帯中、金氏門中が三一世帯、崔氏門中が二七世帯を占め、妻の実家の関係や義兄弟関係を通して世帯主ないしその父の代に入村した一二世帯を含め二七世帯がその他の姓氏である。

幸郊里の生業も米作と麦作を中心とする農業である。一九七六年の面事務所資料によれば、幸郊里の総耕地面積は一〇三・六ヘクタールで、水田が五四・〇ヘクタール、畑が四九・六ヘクタールである。水田の経営耕地面積別の世帯数を示すと表Ⅰの如くである。この表によれば、一〇〇〇坪から二〇〇〇坪しか水田を経営していない世帯が多く、一〇〇〇坪以下の世帯が全体の四〇％以上である。三〇〇〇坪以上の世帯のうちでも六〇〇〇坪(約二ヘクタール)以上の経営耕地面積をもつ世帯は四世帯にすぎない。一般に農業だけで生計をたてるには、水田を二〇〇〇坪以上は経営していなければ難しく、経営面積が一〇〇〇坪以下の世帯では小作をしている場合が多い。また水田をもたない世帯には、老人の単独世帯が多く、それらは生活保護を受けている。

三 家族構成

世帯調査票⁽⁸⁾に基づいて幸郊里の世帯構成をみてみよう。

幸郊里の人口は、男子二〇四人、女子二〇七人、計四二一人で、世帯数は八五世帯であり、平均世帯人数は四・八人である。これは一九六九年の面事務所資料にある人口七三九人、世帯数一〇六世帯、平均世帯人数七・〇人という数字に比すと、十年余りの間に世帯が急激に小規模化したことがわかる。また、平均世帯人数四・八人は、現在の陸地の農村に比べても低い数字である。

世帯人員別内訳(表Ⅱ)によれば、六人世帯が最も多く、五人、七人世帯がこれに続いている。世帯主の子女総数は四二五人であり、このうち二二〇人が、ソウル市や木浦市など都市に学校や職場を求めて他出しており、これが世帯を少人数化させている。また男女五歳別人口構成においても男女とも二〇歳から三九歳までの生産人口が極端に少なく、これらの人が出稼ぎとして島外に流出していることがわかる。

次に世帯類型(表Ⅲ)をみると、夫婦およびその子供からなるいわゆる夫婦家族世帯が五一例と全体の六〇％を占める。このうち单身世帯が一〇例みられるが、そのうち八例は六〇歳以上の老人の一人暮らしである。直系家族世帯は二〇例あるが、そのうち四世代世帯は一例のみであり、大多数の三世代世帯でも二組の夫婦がそろっている世帯は二例にすぎない。傍系親族を

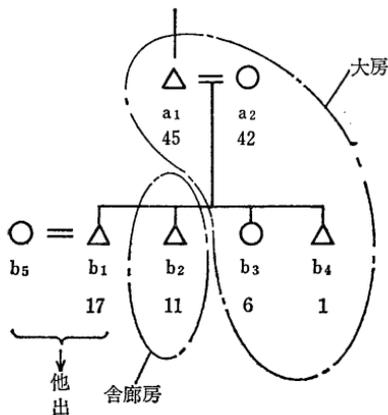
含む世帯は四例あるが、両親のない子供を親の兄弟が世話をするなど、世帯主の兄弟が身体が不自由で働けないため同居しているなどの事情がある場合に限られる。このように華郊里の世帯は、傍系親族を含む複雑な世帯ではなく単純な構成を示しており、続柄構成においても世帯主の兄弟姉妹をはじめ傍系親族の占める比率は極めて低い。

また同居する完全夫婦組数(表Ⅳ)をみても、そのほとんどが一組以下である。二組の完全夫婦が同居している四例においても、すべてそれは親子関係にある夫婦同士である。なお、この四例中三例は水田経営耕地面積が三〇〇〇坪以上の世帯であるが、この事実のみによって、経済的条件を整えば二組の夫婦が同居する直系家族世帯を指向すると即断するわけにはいかない。

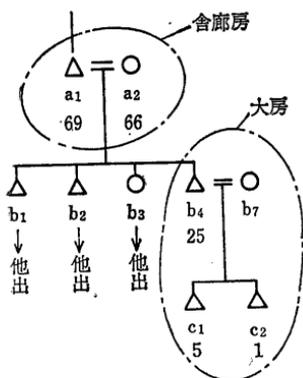
以上のように調査票の分析からは、華郊里の世帯は、少人数世帯であり、統計的には夫婦世帯の色彩を強くもつ単純な世帯構成からなる傾向にあることが明らかにされた。

四 家族の展開

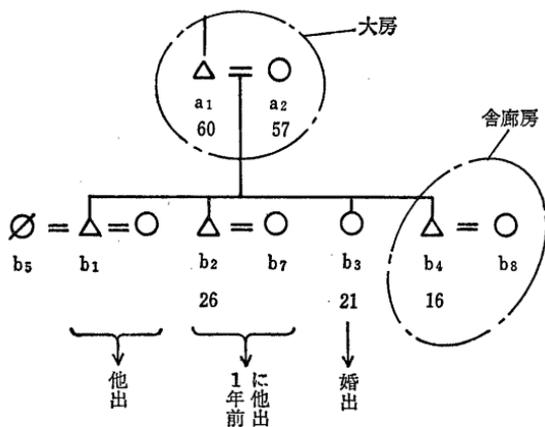
韓国の伝統的家族の特徴として、長男は多くの財産を親から



図Ⅴ-1 1919年：b₁の他出時



図Ⅴ-3 1943年：親夫婦の大房譲渡



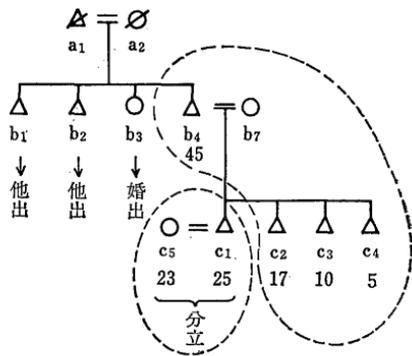
図Ⅴ-2 1934年：b₄の結婚時

授与され、かつ同居し、次三男は長男より格段に少ない財産しか与えられず、最終的には分家していく。したがってその理想型は直系家族を指向しており、長男は財産の相続のほかにとりわけ先祖を祀る祭祀権を継承することが重要視されているといわれる。

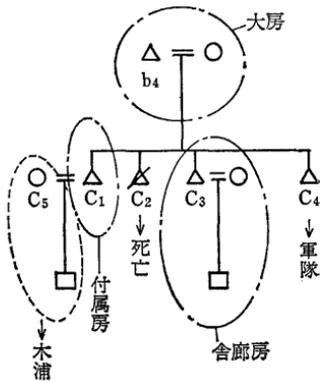
幸郊里においても、意識としてはそれが望ましいと考えられている。しかし、実際の慣行では必ずしもそれが徹底してはいないようである。ここでは、土地の相続、祖先祭祀の継承といった家族の展開面においてその実態をみてみることにする。

調査票の分析によれば、相続例四六例のうち八〇%にあたる

《S₁家》
 S₁家がかつて貧しかったが、a₁がその代でかなり財を築き、屋敷も現在の地に建てた(図V)。b₁は二三歳でb₅と結婚し、一九一九年に一七歳で勝手に他出する。その後三年して一時は家に戻るが、再びソウル市にていき、その後木浦市に居住す



図V-4 1963年：C₁の分立時



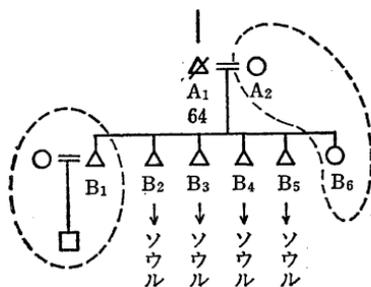
図V-5 1980年：調査時

三七例が長男相続であったが、むしろ九例が長男相続ではなく次三男によって相続されたという数字は看過できない。こうした長男相続の不徹底さは、世帯の少人数化・単純性と相俟っており、都市への人口流出が一つの要因として考えられる。長男に土地を相続させるのに代えて教育投資を行うことによって、すなわち

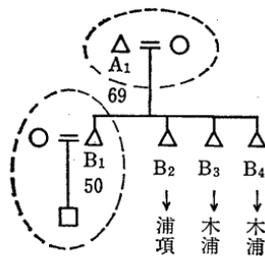
理念としては長男を優待させることになり、長男が都市に他出してしまうという最近の農村家族の変化を示すものとしてとらえることができる。

しかし幸郊里においては、次三男が相続した例は、解放前にもあったといわれ、こうした現象が今日的状況の下で拍車をかけられたとはいえ、最近の変化によるのみ起ったものとは考えにくい。

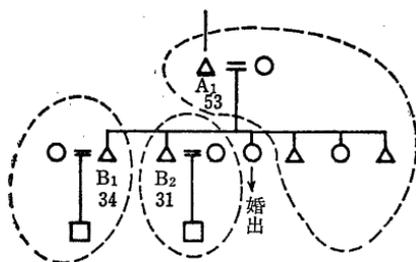
ここで、ある家族の事例をあげて、相続のあり方をみてみよう。



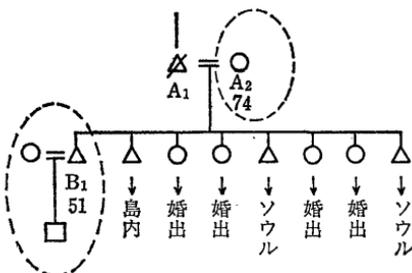
図VI-2 H₁家



図VI-1 K₁家



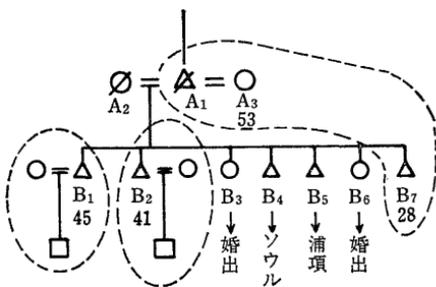
図VI-4 K₂家



図VI-3 S₂家

に居住、 b_2 も一三年前に結婚し夫婦で舎廊房で暮らしていたが、一年前に他出した。この時 a_1 は b_2 のために家と土地を買うだけの財産を分けた。 b_4 は当時すでに婚出しており、 a_1 夫婦が大房で、 b_4 夫婦が舎廊房で暮らした。この時付属房には国民学校教員が下宿していた (図V-2)。

b_4 は木浦税関に勤めていたが一九四三年幸郊里に戻ると、 a_1 夫婦が b_4 夫婦に大房を譲り舎廊房に移居した。親の仕事ができなくなると大房を子夫婦に譲り、同時に財産の権利も渡すというが、大房を渡すと近いうちに死ぬともいわれ、一般には生前譲渡であっても死期



図VI-5 K₃家

る。一九一九年に b_4 が出生するが、当時は次男の b_2 が舎廊房で暮し、残りの家族四人が大房で暮らした (図V-1)。

一九三四年、 b_4 が b_8 と結婚する。 b_1 は b_6 と再婚しており木浦

が近づいたことを知ってからとか、死後に譲渡される場合が多い。この時、板の間の龕室にある祖先の紙傍（位牌）祭祀も、三男である b_4 に継承された（図V-3）。

一九六三年、 c_1 は結婚後三年目で、自分から分立することを申し出て、 b_4 から財産の分与を受ける。当時 S_1 家は約八〇〇〇坪の水田を経営していたが、 b_4 は男子が四人いることを考慮して五分の一の一六〇〇坪を与えた（図V-4）。

一九七九年に c_1 の妻 c_2 は子供の教育のために子供たちと木浦市に移居したが、 c_1 は都草面の農業協同組合長でもあり、島内に居住する必要上父である b_4 の家の付属房を間借りした。現在、大房で b_4 夫婦が暮し、三男の c_3 夫婦が舎廊房で暮している。 c_3 は、父と共に精米所も経営している。 b_4 は、軍隊に行っている。 c_4 が除隊したら、独立するのに必要な財産を分与し、 c_3 に相続・継承をさせるつもりでいる。 S_1 家では祖先の祭祀を行うために〈祭位田〉と称する水田が定められており、当然これは祭祀を行う c_3 に譲られる（図V-5）。

この S_1 家の事例では、二代続けて長男以外の子息が相続していることが示された。

韓国では、今日陸地においても長男が妻子を伴って他地に働きにでる場合が少なくない。こうした場合には、長男以外の子息が父母と同居し、その家の主な働き手となり、もし長男が戻ってこない時には、父母と同居していた弟が全財産を相続するということが考えられる。しかし、そうした場合においても、

祖先祭祀の際には長男は必ず帰郷することが望まれ、祖先祭祀の継承は必ず父から長男に受け継がれる。⁽¹⁾

S_1 家の事例において特異な点は、一つに、 c_1 のように長男でありながら、他地ではなく同じ部落内に世帯を分立させていること、二つに、祖先祭祀の継承までが、父母と同居した次三男に受け継がれていることである。

莘郊里では、長男が結婚し、親と意見が合わないと、新しい家屋を作るか、親の家に空いた室があっても他人の家の空き室に別居するという。この際余裕のある家では、別居する長男に土地を分与し家屋を建てる。法律上土地の登記は同じくしているが、実際には土地を分与し生計を別にするのであり、これを〈各産する〉という。また余裕のない家では、子供が自分の力で家を興すが、これを〈作手成家〉という。

さて現在莘郊里には、片親を含み親と子夫婦がこの部落内に居住する家族は三〇例あるが、長男夫婦が同じ部落に住みながら親と別居をしている例は、 S_1 家の他にも五例みられ、これらの事例から夫婦単位による世帯の独立を指向しているといえよう。ここで、その五例について分立時の事情と祭祀の継承に関してのみ簡単にみてみよう。

《K₁家》

A_1 が妻の実家が莘郊里にあることで入村し、現在水田を一〇〇〇坪余り耕作している。長男 B_1 は結婚後二五歳で父と別居した。当時は父 A_1 には分与できる土地もなく財産分与は受けな

ったが、現在は五〇〇坪余りの水田を耕作している。次男以下の兄弟三人は、浦項市・木浦市にそれぞれ他出している。A₁がもし死亡したら誰がその祭祀を行いかを問うと、長男であるB₁は、一応四人兄弟で相談はするが、親と意見が合わず別居したので父の祭祀はしたくないという(図VII-1)。

《H₁家》

B₁の別居時には、A₁も健在で次男以下の子女と同居していた。その後A₁が死亡し、次男以下の子息がすべてソウル市に他出し、A₂は現在64歳で末娘B₆と二人で暮し、一〇〇〇坪余りの水田を所有している。A₂は、A₁はじめ祖先の祭祀を行っているが、もし自分が死んだらソウルにでている次男以下の子息のうち一人を呼び寄せ、財産とともに祖先の祭祀を受け継がせようと考えている。またB₁は現在水田二〇〇〇坪余を所有しているが、近々島北部の塩田の仕事をするため、この水田を売却し他部落に移居しようとしている(図VII-2)。

親に相続すべき財産のある場合、一般には兄弟で誰がそれを相続するか争いになることがある。その場合は、両親の意思が大きく働くが、それもない時には、建て前上は長男が継ぐことが当然とされている。

《S₂家》

B₁はA₁の死後、母親A₂と別居する。A₂は五〇〇坪に満たない水田で生計を立てている。B₁は水田は所有せず、港で機械部品の店を経営している。別居当時は、祖先の祭祀はA₂が行ってい

たが、数年前にA₂がキリスト教信者となり、祖先の祭祀はB₁が行うようになった(図VI-3)。

《K₂家》

A₁、B₁、B₂、それぞれが、隣部落にある海苔栽培の漁村契に加入しており、別々に生計を立てている。祖先の紙榜(位牌)は、長男のB₁の家屋にあり、祭祀はA₁がB₁の家に向いて行う(図VII-4)。

《K₃家》

A₂が死後A₁はA₃と再婚した。B₁とB₂は、結婚して二・三年後にそれぞれ分立し、B₃以下もそれぞれ嫁出ないし他出し、A₁・A₃とは末子のB₇が同居していた。B₁・B₂の分立時には財産分与があり、現在B₁は三〇〇〇坪余、B₂は二〇〇〇坪弱の水田を経営し、B₁は副面長の職にある。

A₁の死後もA₁およびその祖先の祭祀はA₃が行っているが、A₂の紙榜(位牌)はB₁が祭祀している(図VI-5)。

これらの事例において、長男が世帯を分立する理由としては、〈親との意見の不一致、不和〉、〈島に住む者の独立心の強さ〉、〈結婚年齢が早いので長男が一人前になった時親はまだ十分に労働ができ、別世帯にした方が相互に経済的に発展できる〉があげられる。この場合、長男でありながら親から分立する者は、S₁家のc₁のように農業協同組合長になったり、K₃家のB₁のように副面長になったり、あるいは商店を経営する、塩田の仕事を行

するなど、進取の気性をもち独立する才覚に富む者が多く、長男の世帯分立は、親からの命令というよりは長男の自発性によるようである。

そして、長男が親と別居し別世帯を構える場合には、 S_1 家、 K_1 家、 H_1 家、 K_2 家のように必ずしも長男によって祭祀権が継承されてはいない。島嶼社会では、長男が島外に他出している場合、祭祀のたびに島に戻ることは実際上困難であり、やむをえず島内に居住する次三男が祭祀権も継承するというのは考えられないことではない。しかし、分立したとはいえ同じ部落内に居住する長男が、家系継承の骨子である祭祀権を次三男に託すのは、祭祀を行う権利と主な義務が父から長男に受け継がれるという規範をもつ韓国社会においては特異なことである。

四 おわりに

以上、莘郊里の家族について、その構成と展開をみてきた。

莘郊里の家族の特色としては、次の三点がいえよう。すなわち、
一、小規模で、単純な構成の世帯が、統計的にも顯示される。
二、夫婦単位の世帯的色彩が強く、それは長男夫婦までも同じ部落内に居住しながらも親夫婦と別世帯を構えるという形態にもあらわれる。

三、長男相統は、あくまでも規範上のことと理解され、厳格に守られていない。そればかりか、長男による祭祀権の継承も、必ずしも遵守されていない。

こうした家族構成での特色は、済州島にもみられる。

「済州島家族の現実的類型は夫婦家族であり、若干は直系家族だ。家族構成が複雑な家族はなく、あってもその比率はいくらでもない。済州島の家族は、次三男はもちろん、長男であっても結婚したら分家するのを原則とし、一つの屋敷内に居住しても経済単位は分離するのを原則とする。」⁽¹²⁾「崔在錫 一九八〇 b、三六五」。済州島では莘郊里と家屋構造が異なり、一つの屋敷内に内棟・外棟の二棟があるが、その二棟を両親と子息の家族が占めている場合でも、双方が生産・消費の自立単位として、二世帯として存在している。その意味では、済州島では莘郊里においてより、さらに徹底した夫婦単位の世帯的色彩が強い家族の特色を示しているといえよう。

こうした特色の要因として、崔在錫は「済州島での、一、儒教的・父母中心的価値体系の弱化、二、経済的貧困、三、父母と子息がすべて勤勉でないと生活できない特殊な環境」⁽¹³⁾「崔在錫 一九七九、四二」をあげている。これらの要因は、非両班の民村であり、水田の平均経営面積が二〇〇〇坪に満たない莘郊里においても妥当する。

さて、祭祀の継承については、莘郊里は済州島と若干趣きを異にする。

済州島では「高祖父母の祭祀が必ずしも嫡長子系統の家で主催されるとは限らない。曾祖父母それ以下の祖先祭でも、その祭祀の主権は一族子孫の間で分配されている」⁽¹⁴⁾「佐藤信行 一

九七三、一三五」。莘郊里でも済州島でも、祭祀権の長男による継承が陸地部のように嚴格に守られていない点では同じである。しかし、済州島では、例えば父母の祭祀が長男・次男に分配されるというように、祭祀の分配が行われるのに対し、莘郊里では、複数の妻が存在する場合(K₃家)にのみ祭祀の分配がみられるだけであり、祭祀を分配する積極的なイデオロギーはみられない。

祭祀の分配は、済州島のみならず、全羅南道島嶼部の珍島でもみられる。「珍島では、父母の祭祀のうち父親の祭祀を長男が受け持つが、次男がいる場合には母親の祭祀は次男が受け持つのが普通であるため祭祀が分散される」(伊藤亜人 一九七三、一五三)⁽¹³⁾。こうした祭祀の分配が済州島と珍島においてみられるのに対し、全羅南道島嶼地方の都草島においてはみられないのは、どのような要因によるのであろうか。都草島は、一六世紀半ば以降陸地部から入島した者を入島祖にもつ門中が大部分であるが、こうした歴史的要因を考えることもできるし、環境的要因を考えることもできよう。今後の課題とするところである。

註

- (1) 調査報告として、拙稿「一九八一、一九八二、一九八三」を参照されたい。

(2) 韓国の家族研究において、社会人類学的側面からはじめて論じられた著作が、李光奎の『韓國家族の構造分析』

であり、この著作を中心に韓國家族の特性をあげた。

- (3) 李光奎は、家系継承からみて韓國家族を①隱居型(東南型)、②終身型(西部型)、③独立型(済州型)、④再帰型(威鏡道型)の四つに分類した。しかし「再帰型」は著者自らが述べているように家系継承とは直接関係するものではなく、実証も行われていない。また「隱居型」については、主婦権の生前讓渡をもって家系継承とし、隱居型と称したことへの批判がある(崔在錫 一九七六、竹田且一九八〇)。韓國陸地部においても、家族制度の体系全般にわたって整理をすればいくつかの類型が設定されるに違いない。済州島の家族については、李光奎「一九七五、二〇一二、二二二—二二五」、崔在錫「一九七九」を参照した。
- (4) 調査地の概況については、拙稿「一九八一、七一—七六」を参照されたい。また都草島に関する調査報告としては、韓國自然保存協会「一九八〇」がある。
- (5) 張保雄「一九八一、七三—七七」による名称である。なお、この地方の家屋の特色は、①台所に付屬房が付いていること、②台所の向う側(大房から見ると)に小さい房を置かず、台所を広くするか、收藏空間である板の間を配置する、③台所が建物の中央部にあり、台所の左右に房が配置されている、の三点にある(金光彦 一九七八、九六一—九七)。

(6) 都草島への最初の入島者は、約三五〇年であったとい

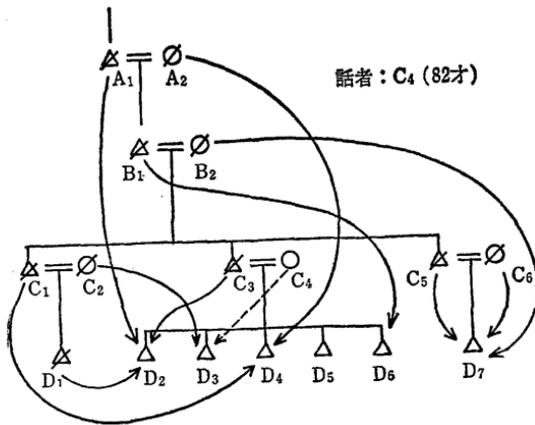


図 VII 珍島義新面C部落

われている。隣島の飛禽島の面事務所で収集した資料に飛禽島に入島祖が来島した時期が壬辰倭乱時(一五九二年)であったと記録してある「韓国自然保存協会 一九八〇、一六六」。

(7) 穀物契に加入するのは、二〇〇〇坪位の水田経営をしていることが条件とされている。二〇〇〇坪は一〇斗落に当り、水田と畑を合わせた全国平均が一三斗落(一九七二年)である。穀物契については拙稿「一九八三」を参照

されたい。

(8) 世帯調査は、一九八〇年二月から三月にかけて行い、その後一九八〇年一〇月より大韓民国政府招請留学生として全南大学に修学し、その在留期間に補充調査を行った。

(9) 八五世帯のうち、世帯主ないしその配偶者が入村・分家・養子によって世帯を立てた例及び不明な例を除いた。

(10) 佐藤信行「一九七五、七八―八〇」を参照された。

(11) 嶋陸奥彦「一九八〇、四一」を参照された。

(12) これに対して、金漢九は、崔在錫に反論し、済州島の家族は核家族(夫婦家族)ではないと論じているが「金漢九 一九八〇、一八四」、崔在錫はこの批判に反駁し済州島の理想的家族類型は核家族(夫婦家族)であるとしている「崔在錫 一九八〇a、二二八―二二九」。

(13) 珍島では長男、次男で父母の祭祀を分配するだけでなく、兄弟があればすべての兄弟が祭祀を分け持とうとするようである。図VIIにおいて、例えばA₁の祭祀が、どのような過程でD₂が祭祀するようになったか不明であり、調査が不充分である。

なおこうした祭祀の分配は、わが国における分牌祭祀の慣行と比較して考察されうる。

(14) 全羅南道島嶼地方の西端にある小黒山島について、韓相福は「小黒山島の経済的状况は、家屋や漁具を含む財産相続において長男相続よりも末男相続を優位にしている。

しかし、祖先祭祀の継承は、長男にいく。換言すれば、財産と祖先祭祀双方とも継承の理想型は長男相続であるが、現存する経済的条件の下では、このことが許されない」[HAN 1977: 56]と記述しているが、祭祀の分配が行われるという記述はみられない。

参考文献

- 朝倉敏夫 一九八一 「全羅南道都草島調査予備報告(一)とくに婚姻について」『明治大学大学院紀要』一八集、七一一―七八七
- 一九八二 「全羅南道都草島調査予備報告(二)喪禮について」『明治大学大学院紀要』一九集、四一九―三
- 一九八三 「全羅南道都草島調査予備報告(三)契について」『明治大学大学院紀要』二〇集、一七―三二
- 張 保雄 一九八一 『韓國の民家研究』宝晋齋出版社
- 崔 在錫 一九七六 「韓國家族研究の基本的態度」『韓國学報』五輯、一六〇―一九二
- 一九七九 『濟州島の親族組織』一志社
- 一九八〇 a 「社会科学の基礎素養」『韓國学報』二〇輯、一二四―一四九
- 一九八〇 b 「『社会生活、3親族生活』『韓國民俗大観1』高麗大学校民族文化研究所、三三三―一三七四
- HAN, SANG-BOK 1977 *Korean Fishermen*, Seoul: Seoul National University Press.
- 韓國自然保存協会 一九八〇 「新安郡牛耳島吳隣、近島嶼綜合學術調査報告書」
- 伊藤亜人 一九七三 「韓國農村の一面」『韓國農村の家族と祭儀』東京大学出版会、一四七―一五九
- 金 漢九 一九八〇 「書評 濟州島の親族組織」『韓國学報』一九輯、一八一―一九五
- 金 光彦 一九七八 「全南地方の家屋 島嶼地方」『韓國文化人類学』一〇輯、七九―一〇一
- 李 光奎 一九七五 『韓國家族の構造分析』一志社(服部民夫訳 一九七八 『韓國家族の構造分析』国書刊行会)
- 佐藤信行 一九七三 「濟州島の家族」『韓國農村の家族と祭儀』東京大学出版会、一〇九―一四五
- 一九七五 「韓國洛東江上流の山村社会」『アジア経済』一六卷三号、七八―八八
- 嶋陸奥彦 一九八〇 「韓國の『家』の分析」『広大アジア研究』二号、三九―五一
- 竹田 且 一九八〇 「韓國家族における『隠居』について」『日本民族文化とその周辺へ歴史・民族編』新日本教育図書、六〇七―六二九
- (あざくら・としお 国際基督教大学助手)